



【別添2】

国官会第1731号
国地契第40号
国官技第269号
国営計第90号
国北予第28号
平成22年12月14日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

国土交通省北海道局予算課長

地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いの一部改正について

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が依然として極めて厳しい状況に直面していることから、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところである。

これを受け、「地域建設業経営強化融資制度の延長について」（平成22年12月14日国官会第1730号、国地契第39号、国総建第212号、国総建整第207号）に基づき標記制度を延長することとしたところであるが、制度の一層円滑な運用を図るため、その事務取扱いにつ

いでは下記によることとしたので、その取扱いに遗漏なきよう措置されたい。

記

「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）の一部を次のように改正する。

記中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

附則中「平成23年」を「平成24年」に改める。

別添様式3第5条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

附 則

- 1 この通達は、平成22年12月22日から適用する。

- 2 「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」（平成14年12月18日付け国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号）の一部を次のように改正する。

記中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

別添様式第3-①第5条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

別添様式3-②第5条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

○「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
1・1の2 (略)	1・1の2 (略)
2 債権譲渡の対抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（官房長通達記1）に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三着に対抗できる。 (参考) ○民法施行法（明治31年法律第11号）(抄) 第5条 証書ノ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス 一～四 (略)	2 債権譲渡の対抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（官房長通達記1）に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「乙」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三着に対抗できる。 (参考) ○民法施行法（明治31年法律第11号）(抄) 第5条 証書ノ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス 一～四 (略)
五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス 六 (略) ②・③ (略)	五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス 六 (略) ②・③ (略)
3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出せらるものとする。	3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、里が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出せらるものとする。

4・5 (略)	4・5 (略)	<p>6 債権譲渡の承諾の申請書類</p> <p>債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させることとする。</p> <p>(1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2 (1)に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。)) 3通</p> <p>(2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書 (様式3) の写し1通</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通</p> <p>(5) (略)</p>	<p>6 債権譲渡の承諾の申請書類</p> <p>債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を乙から提出させるものとする。</p> <p>(1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2 (1)に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。)) 3通</p> <p>(2) 乙と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書 (様式3) の写し1通</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通</p> <p>(5) (略)</p>
7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等	7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等	<p>(1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。</p> <p>(2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。</p> <p>① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに甲の承諾のための手続を行うものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、甲の押印がなされた債権譲渡承諾書 (様式2) 2通を乙に交付すること。</p>	<p>(1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。</p> <p>(2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。</p> <p>① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに受注者の承諾のための手続を行うものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、受注者の押印がなされた債権譲渡承諾書 (様式2) 2通を受注者に交付すること。</p>
8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項	8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項	<p>申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2) 及び債権譲渡契約証書 (様式3) の写し</p> <p>譲渡対象債権の金額 (申請時点) が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書</p>	<p>申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2) 及び債権譲渡契約証書 (様式3) の写し</p> <p>譲渡対象債権の金額 (申請時点) が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書</p>
(1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2) 及び債権譲渡契約証書 (様式3) の写し	(1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2) 及び債権譲渡契約証書 (様式3) の写し	<p>① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。</p> <p>② 乙及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において (申請書類は個別に提出させる) 、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略</p>	<p>① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。</p> <p>② 乙及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において (申請書類は個別に提出させる) 、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略</p>

を省略することができるものとすること。

することができるものとすること。

9 融資実行の報告書等の要求

- (1) 受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資_{発注者}に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 受注者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、官房長通達記10に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに甲に注_{注者}に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

10 (略)

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲度を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
(2) 発注者の押印がなされた債権譲度承諾書（様式2）の写し1通
(3) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲度先の印鑑証明書1通
(4) 債権譲度契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲度が行われた場合には、それ以降は受注者及び債権譲度を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求する部分払（1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものにはできないものとする。なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについても、工事請負契約書第40条第1項による訃替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。また、当然のことであるが、債権譲度先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1) (2) (略)
(3) 受注者及び債権譲度先の印鑑証明書
8(3)の規定に留意すること。

13 (略)

9 融資実行の報告書等の要求

- (1) 乙及び債権譲度先が、甲による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 乙が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、官房長通達記10に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに甲に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

10 (略)

11 債権譲度先からの債権金額の請求

債権譲度を受けた債権譲度先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
(2) 甲の押印がなされた債権譲度承諾書（様式2）の写し1通
(3) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲度先の印鑑証明書1通
(4) 債権譲度契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲度が行われた場合には、それ以降は乙及び債権譲度を受けた債権譲度先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、工事請負契約書第40条第1項による訃替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。また、当然のことであるが、債権譲度先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1) (2) (略)
(3) 乙及び債権譲度先の印鑑証明書
8(3)の規定に留意すること。

13 (略)

<p>附 則</p> <p>この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。</p>
<p>(様式3)</p> <p>◆債権譲渡契約証書◆</p>	<p>(様式3)</p> <p>◆債権譲渡契約証書◆</p>
<p>□□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条（禁止事項）</p> <p>甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。</p> <p>2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他のこの契約によつて生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。</p> <p>第6条～第14条 （略）</p>	<p>□□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条（禁止事項）</p> <p>甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。</p> <p>2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他のこの契約によつて生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡しを妨げる行為をしてはならない。</p> <p>第6条～第14条 （略）</p>
<p>平成 年 月 日</p> <p>債権譲渡人（甲） 代表取締役 □□ □□ 実印</p>	<p>～ 住 所 ～</p> <p>債権譲渡人（甲） □□□□□株式会社 代表取締役 □□ □□ 実印</p> <p>～ 住 所 ～</p> <p>債権譲渡人（乙） ○○○建設業協同組合 代表理事 □□ □□ 実印</p>

	改 正 案	現 行
記 記	記 記	記 記
1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 債権譲渡の対抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（官房長通達1）に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「差注者」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。 (参考) 民法施行法第5条	2 債権譲渡の対抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（官房長通達1）に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「乙」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。 (参考) 民法施行法第5条	2 債権譲渡の対抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（官房長通達1）に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「乙」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。
3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、差注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。	3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、差注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。	3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、甲が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。
4 (略)	4 (略)	4 (略)
5 債権譲渡の承諾の申請書類 債権譲渡の承諾の申請書類	5 官庁又ノ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附 ラ以テ其証書ノ確定日附トス	5 官庁又ノ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附 ラ以テ其証書ノ確定日附トス
6 債権譲渡の承諾の申請書類 債権譲渡の承諾の申請書類	6 債権譲渡の承諾の申請書類 債権譲渡の承諾の申請書類	6 債権譲渡の承諾の申請書類 債権譲渡の承諾の申請書類

るものとする。

(1) (略)

- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
官房長通達6（2）①、②の措置を講じるときは様式3-①が、同通達6（2）ただし書による措置を講じるときは様式3-②が使用されていることを確認すること。

(3) (略)

- (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通

(5) (略)

7 債権譲渡の承諾の決済処理手順等

- (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。

- (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。

① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに発注者の承諾のための手続を行うものとする。

②・③ (略)

- ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）2通を受注者に交付すること。

のとする。

(1) (略)

- (2) 乙と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
官房長通達6（2）①、②の措置を講じるときは様式3-①が、同通達6（2）ただし書による措置を講じるときは様式3-②が使用されていることを確認すること。

(3) (略)

- (4) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通

(5) (略)

7 債権譲渡の承諾の決済処理手順等

- (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。

- (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。

- ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに甲の承諾のための手続を行うものとする。
②・③ (略)
④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）2通を乙に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

(2)・(3) (略)

- (4) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

- ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
② 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行いう場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書等の提出が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとすること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

(2)・(3) (略)

- (4) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書

- ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
② 乙及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行いう場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとすること。

9 融資実行の報告書の要求 受注者及び債権譲渡先が、 <u>発注者</u> による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。	9 融資実行の報告書の要求 乙及び債権譲渡先が、甲による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
10 (略)	10 (略)
11 債権譲渡先からの債権金額の請求 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。 (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通 (2) <u>発注者</u> の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通 (3) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書1通 (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通 本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び債権譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前金及び第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。 なお、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。	11 債権譲渡先からの債権金額の請求 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。 (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通 (2) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通 (3) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書1通 (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通 本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び債権譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前金及び第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。 なお、当然のことであるが、債権譲渡先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。
12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項 (1)・(2) (略) (3) <u>受注者</u> 及び債権譲渡先の印鑑証明書 8 (4)の規定に留意すること。	12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項 (1)・(2) (略) (3) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書 8 (4)の規定に留意すること。
13 (略)	(略)

◆債権譲渡契約証書◆
(様式3-①)

◆債権譲渡契約証書◆
(様式3-①)

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条～第4条 (略)

第5条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他の債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。
2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受けた債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他の乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条～第14条 (略)

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

(甲)
実印

～ 住 所 ～

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□

(乙)
実印

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

(甲)
実印

～ 住 所 ～

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□

(乙)
実印

(様式 3-②)

◆債権譲渡契約証書◆
◆債権譲渡契約証書◆

□□□□□株式会社(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条～第4条 (略)

第5条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他の債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。
2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し

第1条～第4条 (略)

第5条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他の債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第6条～第14条 (略)

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

(甲)
実印

～ 住 所 ～

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□

(乙)
実印

(様式 3-②)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□□株式会社(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条～第4条 (略)

第5条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他の債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(改正後の通達全文)

国官会第1255号

国地契第34号

国官技第171号

国営計第61号

平成20年10月17日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が極めて厳しい状況に直面していることなかんがみ、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところである。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「地域建設業経営強化融資制度」を「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号。以下「官房長通達」という。）に基づき実施することとしたところであるが、本制度に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 債権譲渡の対象工事として別に定める工事

官房長通達記2(2)③その他別に定める工事は、国庫債務負担行為に係る工事又は財務大臣の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎える、かつ残工期が1年未満であるものとする。

この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。また、債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので留意すること。

1の2 工事履行報告書

官房長通達記4の規定に基づく承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式1）の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない）。

2 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（官房長通達記1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考）○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日
附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

六 （略）

②・③ （略）

3 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものに

については、本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

4 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先（官房長通達記6に規定する債権譲渡先をいう。以下同じ。）が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

5 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書（様式3）第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2（1に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。））3通
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
- (3) 工事履行報告書（様式1）
- (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

(1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。

(2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。

- ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに発注者の承諾のための手続を行うものとする。
- ② 申請書類等受理担当課は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
- ③ 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに支出官に報告すること。
- ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）2通を受注者に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）及び債権譲渡契約証書（様式3）の写し
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 工事履行報告書（様式1）
工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
 - ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
 - ② 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとすること。

9 融資実行の報告書等の要求

- (1) 受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 受注者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、官房長通達記10に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

10 工事請負代金の振込先の変更について

融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとること。

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
- (3) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとす

る。なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、工事請負契約書第40条第1項による読み替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

また、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

(1) 工事請負代金請求書（様式6）

請求金額が官房長通達記3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 債権譲渡承諾書（様式2）の写し

8(1)の規定に留意すること。

(3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

8(3)の規定に留意すること。

13 支払の処理手順

支出官は上記11の(1)～(4)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(別添一覧)

申請書等受理担当課一覧（別表）

工事履行報告書（様式 1）

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式 2）

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式 2-2）

債権譲渡契約証書（様式 3）

債権譲渡整理簿（様式 4）

融資実行報告書（様式 5）

工事請負代金請求書（様式 6）

金銭消費貸借契約書

支払状況・支払計画書

保証事業会社の受益の意志表示

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外に

は、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 本件工事請負契約が解除された場合
 - (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用についても甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～住 所～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～住 所～

債権譲受人（乙）

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

(改正後の通達全文)

平成14年12月18日
国官会第1812号
国地契第61号
国官技第230号
国営計第138号

別 紙 あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房営繕計画課長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面している。

こうした状況を踏まえ、このたび中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した債権譲渡先による転貸融資と財団法人建設業振興基金の債務保証を組み合わせた方式（下請セーフティネット債務保証事業）については、今後「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会発第1811号、国地契発第59号、国総振発第140号。以下「官房長通達」という。）によることとされたところであるが、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについては、今後下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」（平成11年1月28日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第20号）は、廃止する。

記

1 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（官房長通達2(2)①にあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式1）の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない）。

2 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（官房長通達1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考）民法施行法第5条

一～四（略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

3 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。

保証委託契約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

4 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先（官房長通達5に規定する債権譲渡先をいう。以下同じ。）が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

5 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書（様式3-①、3-②）第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）3通
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
官房長通達6(2)①、②の措置を講じるときは様式3-①が、同通達6(2)ただし書による措置を講じるときは様式3-②が使用されていることを確認すること。
- (3) 工事履行報告書（様式1）
- (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

7 債権譲渡の承諾の決済処理手順等

- (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。
- (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。
 - ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに発注者の承諾のための手続を行うものとする。
 - ② 申請書類等受理担当課は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
 - ③ 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに支出官に報告すること。
 - ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）2通を受注者に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し
官房長通達6に従った下請保護方策が講じられていることを確認すること。
- (3) 工事履行報告書（様式1）

工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

(4) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

- ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
- ② 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとすること。

9 融資実行の報告書の要求

受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。

10 工事請負代金の振込先の変更について

融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとること。

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
- (3) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前金及び第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

なお、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

(1) 工事請負代金請求書（様式6）

請求金額が官房長通達3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

- (2) 債権譲渡承諾書（様式2）の写し
8(1)の規定に留意すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
8(4)の規定に留意すること。

13 支払の処理手順

支出官は上記11の(1)～(4)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

附 則

この通達は、平成14年12月18日から適用する。

(別添一覧)

申請書等受理担当課一覧（別表）

工事履行報告書（様式 1）

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式 2）

債権譲渡契約証書（様式 3-①、3-②）

債権譲渡整理簿（様式 4）

融資実行報告書（様式 5）

工事請負代金請求書（様式 6）

金銭消費貸借契約書

支払状況・支払計画書

下請負人等の受益の意思表示（工事業者用）

下請負人等の受益の意思表示（資材業者用）

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外に

は、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受け
る債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引
渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第11条にしたがつて受益の意思表示をした者をいう。

第7条（被担保債権の優劣）

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 （上記第2項と同文）

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金

錢については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

- 2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。
- 3 第9条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第12条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～住 所～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～住 所～

債権譲受人（乙）

○○○建設業協同組合

代表理事

□□ □□

実印

(様式 3-②)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外に

は、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

第7条（下請保護規定）

乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～住 所～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

○ 実印

～住 所～

債権譲受人（乙）

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□

○ 実印